

中野区立図書館雑誌スポンサー制度実施細目

1. 広告の表示

雑誌カバーに貼付する広告の内容及び貼付位置は「中野区立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」に基づくものとし、その大きさは「雑誌スポンサー制度対象雑誌リスト」に記載された広告の大きさの範囲とする。各広告の大きさは次の通りとする。

大…A4以内、中…B5以内、小…A5以内

2. スポンサー名の表示

①雑誌カバー

スポンサー名の表示は縦4センチ、横13センチとし、白地に黒文字で表記されるものとする。また、スポンサー名の貼付位置は雑誌カバーの表面、雑誌タイトルの隠れない位置とする。

②図書館ホームページ

中野区立図書館のホームページにおいて雑誌スポンサー名を公表することができる。ただし、当該雑誌スポンサーの申し出があるときは、公表しないものとする。また、スポンサーからの希望があれば図書館ホームページの雑誌スポンサー一覧内のスポンサー名に、当該雑誌スポンサーが作成したホームページへのリンクを付加することができる。なお、合理的事由がない限りは、リンク先ホームページはスポンサー期間中の変更はできない。リンク先ホームページの内容は「中野区立図書館ホームページに掲載する広告の取り扱いに関する要綱」第3条及び第4条に基づくものに限る。

3. 支払い

スポンサー雑誌購入代金の支払いは一括先払いとする。

4. 増刊号の購入

合併号の刊行後、通常次号発売日近辺に増刊号が刊行された場合、「雑誌スポンサー制度対象雑誌リスト」に記載された冊数内に収まるのであればその号を購入するものとする。

5. 雑誌の再購入

スポンサー制度の対象となった雑誌が貸出の手続を踏まずに、外部に持ち出されたと判断された場合、図書館は対象雑誌の次号発売日まで10日以上あるならば、それを購入する。

6. 雑誌の配架位置変更

雑誌スポンサーが図書館に図書館資料として提供した雑誌の当該図書館における配架位置は、指定管理者によって変更することができる。